

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第42号

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の公募）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p> <p><u>(6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定又はこれに類する手法により選定された団体があるとき。</u></p>	<p>（指定管理者の公募）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>(1)から(5)まで （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（財政経営部行財政改革課）